第明治三十五種郵便物認可

平成２９年（フ）第７３１号
神奈川県秦野市菩提1711番地の２　丹沢レジデンシャルホーム
債務者　林　　義信（旧姓大木）
１　決定年月日時　平成30年２月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第７３６号
神奈川県平塚市上平塚10番20号　本條ハイツＡ201
債務者　尾崎奈々香
１　決定年月日時　平成30年２月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第２４１号
青森県むつ市新町12番15号　小関アパート16号
債務者　久保田清彦
１　決定年月日時　平成30年２月８日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２５７号
神奈川県横須賀市長浦町４丁目60番地
債務者　平富　純子（旧姓井戸本）
１　決定年月日時　平成30年２月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第２５８号
神奈川県横須賀市二葉２丁目20番２号
債務者　宮本　恭子
１　決定年月日時　平成30年２月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成３０年（フ）第４０号
神奈川県伊勢原市高森５丁目７番401号
債務者　花島　正樹
１　決定年月日時　平成30年２月７日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第８７８号
千葉県柏市明原１丁目11番16号　寓話館307号
債務者　日暮　　篤
１　決定年月日時　平成30年２月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第６１３号
神奈川県厚木市岡田４丁目26番11―104号
債務者　碓井　　隆
１　決定年月日時　平成30年２月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１８９７号
愛知県春日井市浅山町４丁目５番19―107号
債務者　田口　大介
１　決定年月日時　平成30年２月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２１４２号
兵庫県宝塚市安倉西２丁目７番11―1012号
債務者　野津マユミ
１　決定年月日時　平成30年２月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２１５６号
愛知県北名古屋市鹿田西赤土２番地１　ベルドミール鹿田201号
債務者　田畑紀代美（旧姓野中）
１　決定年月日時　平成30年２月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５４１号
栃木県宇都宮市春日町11―５　グリーン安野コーポＢ202、住民票上の住所千葉県松戸市栄町８丁目596番地の10
債務者　小林　拓哉
１　決定年月日時　平成30年２月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
５　免責審尋期日　平成30年３月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第５７５号
栃木県芳賀郡益子町大字前沢746番地　上の台ハイツ11号、前住所栃木県芳賀郡益子町大字山本1120番地
債務者　岩波　昌子
１　決定年月日時　平成30年２月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
５　免責審尋期日　平成30年３月９日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１３号
栃木県宇都宮市簗瀬４丁目25番15号　城東マンション203号
債務者　齋藤　賢也
１　決定年月日時　平成30年２月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
５　免責審尋期日　平成30年３月９日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１９号
栃木県日光市平ケ崎544番地16　山庄ハイツ101、前住所大阪府貝塚市北町４番５―446号
債務者　中江　　宏
１　決定年月日時　平成30年２月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
５　免責審尋期日　平成30年３月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第６０５号
東京都世田谷区東玉川１丁目35―10―102
債務者　越田　康裕
１　決定年月日時　平成30年２月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
５　免責審尋期日　平成30年４月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部